

高松市美しいまちづくり条例（平成21年高松市条例第61号）

目次

前文

第1章 総則（第1条—第5条）

第2章 美しいまちづくりに関する基本的施策（第6条—第10条）

第3章 美しいまちづくり活動に対する支援等（第11条・第12条）

第4章 美しいまちづくり審議会（第13条）

第5章 雑則（第14条）

附則

私たちのまち高松は、ため池の点在する讃岐平野のほぼ中央に位置し、北は多島美を誇る波静かな瀬戸内海に面し、南は穏やかなこう配をたどりながら讃岐山脈の懐に至り、島なみ、にぎわいのある街、のどかな田園、里山、これらに培われてきた歴史・文化などが調和した、多様で個性的な魅力あるまちである。

この高松をさらに魅力あるまちにし、次代に引き継ぐためには、人々が自ら考え協働して、良好な景観を保全し、形成し、創出するとともに、まちの環境美化に取り組むことによって、美しいまちづくりを推進することが重要である。

ここに、私たちのまち高松をさらに自然・都市・歴史・文化の調和したまちにし、「だれもが暮らしたい、訪れたい」と感じるまちとするため、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、美しいまちづくりに関し、基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、美しいまちづくりに関する施策の基本となる事項を定めることにより、その総合的かつ計画的な実施を図り、もってさらに魅力ある美しいまちづくりを進めることを目的とする。

（基本理念）

第2条 美しいまちづくりは、良好な景観が市民にとって貴重な財産であるとの認識の下に、現在及び将来の世代にわたってその恵みを享受できるよう、

その保全を図るものでなければならない。

- 2 美しいまちづくりは、良好な景観が恵まれた自然と風土に培われた歴史、文化等と密接に関連して形成されるとの認識の下に、それぞれの地域の個性及び特色を生かし育てることにより、多様な景観形成を図るものでなければならない。
- 3 美しいまちづくりは、現にある良好な景観を保全することのみならず、将来に向けて良好な景観の創出を図るものでなければならない。
- 4 美しいまちづくりは、清潔で快適な都市環境の保全及び創造により形成されるとの認識の下に、環境美化の推進を図るものでなければならない。
- 5 美しいまちづくりは、市、市民及び事業者が適切な役割分担の下に、協働して行われるものでなければならない。

(市の責務)

第3条 市は、基本理念にのっとり、美しいまちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に実施する責務を有する。

- 2 市は、美しいまちづくりに対する市民及び事業者の理解を深めるために、啓発及び知識の普及等に努めるものとする。
- 3 市は、美しいまちづくりに関する施策に、市民及び事業者と協働して取り組まなければならない。

(市民の責務)

第4条 市民は、基本理念にのっとり、美しいまちづくりに関する理解を深め、美しいまちづくりに積極的な役割を果たすよう努めなければならない。

- 2 市民は、美しいまちづくりに関する施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、美しいまちづくりに関する理解を深め、その事業活動を行うに当たっては、美しいまちづくりに寄与するよう努めなければならない。

- 2 事業者は、美しいまちづくりに関する施策に協力しなければならない。

第2章 美しいまちづくりに関する基本的施策

(美しいまちづくり基本計画)

第6条 市長は、美しいまちづくりに関する施策の総合的かつ計画的な推進を

図るため、美しいまちづくり基本計画（以下「基本計画」という。）を定めなければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

（1）美しいまちづくりの目標に関する事項

（2）美しいまちづくりを推進するための施策に関する基本的な事項

（3）前2号に掲げるもののほか、美しいまちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、基本計画を定めようとするときは、あらかじめ、市民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、第13条に定める高松市美しいまちづくり審議会に諮問しなければならない。

4 市長は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

（法制上の措置等）

第7条 市は、この条例の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

（先導的役割等）

第8条 市は、公共施設の整備等を行うに当たっては、美しいまちづくりに先導的役割を果たすよう努めなければならない。

2 市長は、美しいまちづくりの推進のため必要があると認めるときは、国、他の地方公共団体等に対し、協力を要請するものとする。

（美しいまちづくりの活動を行う団体等との連携協力）

第9条 市長は、美しいまちづくりの推進に当たっては、美しいまちづくりの活動を行う団体又は個人の役割が重要であるとの認識の下に、これらの団体及び個人との連携協力を図りながら、その活動の充実が図られるよう必要な施策を講じなければならない。

（諸制度の活用）

第10条 市長、市民及び事業者は、美しいまちづくりを推進するため、景観法（平成16年法律第110号）、都市計画法（昭和43年法律第100号）、建築基準法（昭和25年法律第201号）、屋外広告物法（昭和24

年法律第189号)、都市緑地法(昭和48年法律第72号)等に基づく諸制度の活用を図るよう努めるものとする。

第3章 美しいまちづくり活動に対する支援等

(助成等)

第11条 市長は、美しいまちづくりに著しく寄与すると認められる行為をしようとする者に対し、技術的な援助を行い、又は助成することができる。

(表彰)

第12条 市長は、美しいまちづくりに著しく寄与していると認められる建築物等について、その所有者、設計者又は施工者を表彰することができる。

2 市長は、前項に定めるもののほか、美しいまちづくりに関し、その功績が特に顕著であると認められる個人又は団体を表彰することができる。

第4章 美しいまちづくり審議会

(審議会の設置)

第13条 美しいまちづくりを効率的かつ計画的に推進するため、高松市美しいまちづくり審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、この条例によりその権限に属することとされた事項を行うほか、市長の諮問に応じ、美しいまちづくりに関する重要事項について調査審議する。

3 審議会は、委員15人以内で組織する。

4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第5章 雑則

(委任)

第14条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第13条及び次項の規定は、

規則で定める日から施行する。（平成 22 年高松市規則第 11 号により、同年 3 月 24 日から施行）

（高松市特別職の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

- 2 高松市特別職の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 31 年高松市条例第 20 号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

（高松市都市景観条例の一部改正）

- 3 高松市都市景観条例（平成 5 年高松市条例第 21 号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

（高松市都市景観条例の一部改正に伴う経過措置）

- 4 第 6 条の規定により基本計画が定められるまでの間は、この条例の施行の際現に前項の規定による改正前の高松市都市景観条例第 7 条の規定により定められている都市景観基本計画は、なおその効力を有するものとする。この場合においては、同条第 4 項において準用する同条第 2 項及び第 3 項の規定は、なお効力を有するものとし、同条例第 9 条第 3 項の規定の適用については、同項中「高松市美しいまちづくり条例第 6 条第 1 項に規定する美しいまちづくり基本計画」とあるのは、「都市景観基本計画」とする。